

が汚染されても、それが給水管内に逆流しないようにする。また、バキュームブレーカを取付けるべき器具・装置としては、大小便器の洗浄弁・洗浄用タンクのボールタップ・ハンドシャワー・ビデ・散水栓・ホース接続口付水栓（散水栓と同じ。こういう形状の水栓は、台所流し・掃除流し・実験用流し等に取り付けられることが多い。）電気掃除機・食器洗浄機・芝生用スプリンクラー等が挙げられる。

### 第 3 号

飲料水の配管設備の使用材質に係る規定である。「耐水材料」とは、令第 1 条第 1 項第 4 号に規定する建築材料をいう。また、浸透性の材料を使用した場合、配管設備の外部から汚染物質が侵入するおそれがあるため、「不浸透質」であるべきことを要求している。

これらの要件のほか、「水が汚染されるおそれのない」ようにするためには、具体的には日本工業規格、空気調和・衛生工学会規格、日本水道協会規格等に適合する材料を用いることと。

### 第 4 号

主として冬季における水の凍結による管の破壊を防止するための規定である。「凍結による破壊」とは、水の凍結の際の体積膨張による管の破壊をいい、一時的に破壊されなくとも、これが繰り返されることにより生ずる破壊も含まれている。

「有効な防凍のための措置」とは、防凍被覆のほか、凍結深度以下に埋設すること、水抜きのための措置を講ずる等の措置を期待しているものである。

本号は、飲料水の配管設備の給水管を対象としているが、一般の給水管についても防凍措置を講ずべきである。

### 第 5 号

給水タンク、貯水タンクの構造についての規定であるが、本号では、「給水タンク」は、高置水槽、中間水槽、圧力給水タンク等をいい、「貯水タンク」は、貯水槽という。

本号は、主として給水タンク等の空間的要件を定めたものと考えことができ、端的には密閉構造であることを要求したものと見える。

「ほこりその他衛生上有害なもの」としては、ほこりのほか、汚水、汚物、害虫、ねずみ、汚染ガス等が対象となる。

また材質については、第 3 号の規定の適用があるが、特に「金属性のもの」については、内面等における「さび」による汚染を防止するために、表面処理すなわち防錆措置を要求することとしている。

### 第 6 号

飲料水の配管設備の技術基準に制定根拠規定である。これにより、昭和 50 年 12 月 20 日付建設省告示第 1597 号が定められた。

が汚染されても、それが給水管内に逆流しないようにする。また、バキュームブレーカを取付けるべき器具・装置としては、大小便器の洗浄弁・洗浄用タンクのボールタップ・ハンドシャワー・ビデ・散水栓・ホース接続口付水栓（散水栓と同じ。こういう形状の水栓は、台所流し・掃除流し・実験用流し等に取り付けられることが多い。）電気掃除機・食器洗浄機・芝生用スプリンクラー等が挙げられる。

### 第 3 号

飲料水の配管設備の使用材質に係る規定である。「耐水材料」とは、令第 1 条第 1 項第 4 号に規定する建築材料をいう。また、浸透性の材料を使用した場合、配管設備の外部から汚染物質が侵入するおそれがあるため、「不浸透質」であるべきことを要求している。

これらの要件のほか、「水が汚染されるおそれのない」ようにするためには、具体的には日本工業規格、空気調和・衛生工学会規格、日本水道協会規格等に適合する材料を用いること。

### 第 4 号

主として冬季における水の凍結による管の破壊を防止するための規定である。「凍結による破壊」とは、水の凍結の際の体積膨張による管の破壊をいい、一時的に破壊されなくとも、これが繰り返されることにより生ずる破壊も含まれている。

「有効な防凍のための措置」とは、防凍被覆のほか、凍結深度以下に埋設すること、水抜きのための措置を講ずる等の措置を期待しているものである。

本号は、飲料水の配管設備の給水管を対象としているが、一般の給水管についても防凍措置を講ずべきである。

### 第 5 号

給水タンク、貯水タンクの構造についての規定であるが、本号では、「給水タンク」は、高置水槽、中間水槽、圧力給水タンク等をいい、「貯水タンク」は、貯水槽という。

本号は、主として給水タンク等の空間的要件を定めたものと考えことができ、端的には密閉構造であることを要求したものといえる。

「ほこりその他衛生上有害なもの」としては、ほこりのほか、汚水、汚物、害虫、ねずみ、汚染ガス等が対象となる。

また材質については、第 3 号の規定の適用があるが、特に「金属性のもの」については、内面等における「さび」による汚染を防止するために、表面処理すなわち防錆措置を要求することとしている。

### 第 6 号

飲料水の配管設備の技術基準に制定根拠規定である。これにより、昭和 50 年 12 月 20 日付建設省告示第 1597 号が定められた。